

著作権	判決年月日	令和3年12月22日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和3年(ネ)第10046号		
○ 弁護士が懲戒請求に対する反論をブログに掲載するに当たり未公表の懲戒請求書をアップロードしてリンクを張ったことにつき、懲戒請求書の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）侵害に基づく同弁護士に対する差止め及び損害賠償請求は、いずれも権利濫用に当たり許されないとされた事例				

（事件類型）著作者人格権等侵害行為差止等 （結論）原判決一部変更

（関連条文）著作権法2条1項1号，4条1項，18条1項，23条1項，32条1項，民法1条3項

（原判決）東京地方裁判所令和2年（ワ）第4481号，同第23233号

#### 判 決 要 旨

弁護士Yは、XがY所属の弁護士会にしたYの懲戒請求に対する反論の記事を自らのブログに掲載し、反論の前提として、未公表の懲戒請求書のPDFファイルをアップロードしてリンクを張った。Xは、新聞社に懲戒請求書の内容を提供し、Yに対する懲戒請求がされたことを報道する記事が新聞社のニュースサイトに掲載された。Xは、Yに対し、YがXの氏名を明示してブログに反論記事を掲載したことがXのプライバシー権を侵害するとともに、懲戒請求書のPDFファイルにリンクを張った行為が、著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害するとして、著作権法112条1項に基づき、ブログに反論記事（懲戒請求書を含む）を掲載することの差止めとその削除を求めるとともに、著作権（公衆送信権）侵害の損害賠償として財産的損害10万円と弁護士費用20万円の合計30万円、及びプライバシー権と著作者人格権（公表権）侵害の損害賠償として慰謝料170万円の合計200万円と不法行為後の遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した〔第1事件〕。

Xは、また、Yのブログの反論記事にリンクを張った弁護士Z（Yの訴訟代理人弁護士）に対し、Yによる著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）の侵害の幫助に当たるとして、それによる慰謝料150万円及びこれに対する遅延損害金を求める訴えを提起した〔第2事件〕。

原審は、第1事件と第2事件の弁論を併合して審理し、両事件について判決し、公衆送信権侵害に基づいて、Yに対し、懲戒請求書のファイルの削除を命じ、その余の請求を棄却した。原判決に対しては、XとYが控訴した。

本判決（控訴審判決）は、Xの請求はいずれも理由がないとして、Yの控訴に基づいて原判決の認容部分を取り消し、その部分の請求を棄却し、Xの控訴をいずれも棄却した。本判決は、本件懲戒請求書の著作物性は肯定し（争点1－1関係）、Yによるアップロー

ド前の本件懲戒請求書の公表は否定し（争点1－2関係）、公表要件を欠くことから、著作権法32条1項の引用への該当性は否定し（争点1－3関係）、①公衆送信権及び公表権により保護されるべきXの利益は、新聞社のニュースサイトの記事が掲載された時以降は、相当程度減少していたこと、②Yがブログに反論記事を掲載して懲戒請求書のPDFファイルにリンクを張ることについてその目的は正当であったこと、③同リンクによる引用の態様は相当であったことを総合考慮すると、XのYに対する公衆送信権及び公表権に基づく権利行使は権利の濫用に当たり許されないと判断した。また、本判決は、プライバシー権侵害を否定し（争点2関係）、Zの不法行為の成立を否定した（争点3関係。）